破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９７号
愛知県一宮市今伊勢町馬寄字若宮39番地１　ノノ・ビラ202号
債務者　小川　容子
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１９８号
愛知県江南市宮後町砂場西125番地
債務者　細川　春男
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１４３号
香川県丸亀市綾歌町富熊1817番地２
債務者　矢野　香織（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１６１号
香川県東かがわ市松原39番地
債務者　奥田美津代（旧姓牧）
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１８２号
香川県さぬき市小田2356番地
債務者　畠　圭一郎
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４４号
香川県坂出市府中町5431番地６
債務者　久長　　隆
１　決定年月日時　平成23年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２３年（フ）第３８号
福岡県築上郡築上町大字築城232番地３
債務者　高辻　久美
１　決定年月日時　平成23年６月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第４３号
福岡県豊前市大字八屋968番地　上町団地130号
債務者　郡司掛しづ代
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２号
長崎県五島市三井楽町濱ノ畔1484番地
債務者　中村　　誠
１　決定年月日時　平成23年６月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　長崎地方裁判所五島支部

平成２３年（フ）第１４２号
茨城県かすみがうら市宍倉3374番地２
債務者　髙森　高男
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第７４３号
名古屋市港区正保町７丁目123番地
債務者　ｂａｒ　Ｒｅｆｕｇｅこと　重原真紀子（旧姓辻）
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２号
鹿児島県南九州市頴娃町牧之内9434番地７
債務者　川原あおい
１　決定年月日時　平成23年５月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２３年（フ）第２６５号
仙台市泉区七北田字大沢大ケ沢46番地の1381　クラッセ・ラ・フォンテーヌ107、申立時の住所宮城県黒川郡大和町もみじケ丘３丁目17番地の10
債務者　高橋　慎子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３２３号
宮城県名取市大曲字藤木33番地の２
債務者　高橋　明子
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
宮城県多賀城市笠神１丁目12番３号
債務者　齋藤　　天
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３４９号
仙台市宮城野区清水沼２丁目１番19号
債務者　宍戸　昌敏（旧姓阿部）
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
仙台市泉区上谷刈５丁目２番17号　コーポクラモト106
債務者　小山　博之
１　決定年月日時　平成23年６月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年８月１日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係